呉 市 教 育 委 員 会 会 議 録
（令和８年２月１９日定例会）

呉 市 教 育 委 員 会

呉市教育委員会会議録
令和８年２月１９日定例会

１　開催日時　令和８年２月１９日（木）　　　１５：００開会
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１６：０８閉会

２　開催場所　７５４会議室（呉市役所７階）

３　出席委員　教育長　　　　　　　　　寺　本　有　伸
　　　　　　　教育長職務代理者　　　　大之木　小兵衛
　　　　　　　委　員　　　　　　　　　若　野　文　江
　　　　　　　委　員　　　　　　　　　藤　脇　真　美
　　　　　　　委　員　　　　　　　　　石　井　哲　朗　欠席委員なし

４　出席職員　教育部長　　　　　　　　石　川　直　之
　　　　　　　教育部副部長　　　　　　横　田　三　奈
　　　　　　　教育部副部長　　　　　　伊　藤　賀　世
　　　　　　　産業部副部長兼観光振興課長　瀧　川　雅　子
　　　　　　　教育部参事補兼呉高等学校事務長　羽　田　光　利
　　　　　　　教育総務課長　　　　　　新　本　康　司
　　　　　　　学校施設課長　　　　　　瀧　川　孝　徳
　　　　　　　学校教育課長　　　　　　木　屋　善　貴
　　　　　　　学校安全課長　　　　　　田　村　峡　平
　　　　　　　学校施設課主幹　　　　　森　脇　将　二
　　　　　　　教育総務課課長補佐　　　橋　本　優　子

５　傍 聴 者　０人

６　日　　程
（１）会期決定について
（２）前回会議の報告
（３）報告第５号　野呂山再整備基本構想（案）について
（４）教議第３号　学校施設等の建設計画について
（５）教議第４号　「呉市立学校における働き方改革取組方針」について
（６）教議第５号　臨時代理の承認について（令和７年度教育費補正予算）
（７）教議第６号　臨時代理の承認について（物品の処分）

（１５：００）

教　育　長　それでは，委員の２分の１以上の出席をいただいていますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第３項の規定により，これより定例会を開会します。

日程第１の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は，本日１日としたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしと認めます。

よって会期は，本日１日と決定されました。

本日の会議録署名委員は，石井委員・大之木委員にお願いいたします。

それでは，日程第２の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐　（令和８年１月23日定例会について報告）

教　育　長　本日提出されたもののうち，日程第６については，予算に係る案件のため非公開，日程第７については，議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが，これに御異議はございませんか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第５号　野呂山再整備基本構想（案）について

教　育　長　それでは，日程第３の報告第５号「野呂山再整備基本構想（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

新 本 課 長　それでは，報告第５号「野呂山再整備基本構想（案）について」御説明させていただきます。

資料の１ページを御覧ください。

本件は，呉市が，野呂山山頂地区に設置しております，呉市教育委員会の権限に属している野呂山セントラルロッジのほか，観光振興課が所管する国民宿舎野呂高原ロッジ等，計５つの施設を含む野呂山山頂エリア全体に係る野呂山再整備基本構想策定業務について，昨年11月の会議でその素案の内容を報告しましたが，このたび「野呂山再整備基本構想（案）」を作成しましたので，御報告いたします。

「１　背景・目的」ですが，野呂山山頂エリアにある各施設は，そのほとんどが開設から57年以上経過し，施設の老朽化などにより再整備が必要となっています。そのため，実現可能な事業の調査・検討をし，基本構想を策定するものです。

資料２ページを御覧ください。

「２　野呂山山頂エリアの概要」ですが，野呂山は瀬戸内海国立公園では六甲山に次ぐ高さであり，瀬戸内海の素晴らしい景色が堪能できる屈指のスポットですが，自然公園法や森林法により，整備や伐採には一定の制限があるため，今後，再整備を進めていくに当たり，環境省や林野庁，また広島県とも十分に協議を重ねてまいります。

資料３ページを御覧ください。

山頂エリアにある主な施設の現況をまとめています。御説明したとおり，ほとんどが築57年以上で老朽化が進んでいます。⑥の野呂山キャンプ場につきましては，広島県が所有しているため，後ほど御説明する野呂山検討協議会に，広島県の担当課の職員にも参加していただき，これまで一緒に協議を行ってまいりました。

資料４ページを御覧ください。

野呂山の利用者数の推移を表したグラフと表です。平成29年度までは，年間約10万人前後の利用がありましたが，平成30年７月の豪雨災害，また，その後のコロナ禍の影響で，利用者数は激減しています。その後，利用者は回復傾向にあるものの，十分な回復には至っていない状況です。

資料５ページを御覧ください。

野呂山検討協議会の開催状況です。野呂山関係機関，国，広島県，呉市，地元関係者で構成し，令和５年12月から８回にわたり協議を重ねてまいりました。

また，昨年度と今年度の２回，民間事業者へのニーズ調査を行うとともに，ヒアリングや現地を直接案内するモニターツアーなどを行ってまいりました。

それらの調査結果と，この協議会で出された意見を基に，この「野呂山再整備基本構想（案）」を策定しました。

資料６ページを御覧ください。

「４　エリア再整備の方針」です。再整備を進めていく上での活用方針を，二つ挙げています。

活用方針①「こどもたちが自然とふれあい，身体的なアクティビティを体験することで，探究心を育む学びと成長の空間を創出」としています。

次に，活用方針②「ＳＴＥＰ１とＳＴＥＰ２の２段階に分けた整備（段階的整備）による，野呂山への新たな人流の開拓と，民間企業参画の可能性の追求」です。

ＳＴＥＰ１では，野呂高原ロッジ以外の施設を先行して整備し，新しい人流とにぎわいを創出したのち，ＳＴＥＰ２として野呂高原ロッジエリアの再整備を行うものです。

資料７ページを御覧ください。

活用方針①の「こどもが主役となる野呂山の魅力活用」というコンセプトのもと，野呂山の各サイトについて，その方向性を示すゾーニングを設定しました。

表の左から説明していきますが，まず，野呂高原ロッジサイトは，宿泊・滞在がメインとなるゾーンとして，子どもの記憶に残る野呂山ならではの宿泊体験やツアー等を提供する再整備を目指したいと思います。

次に，ビジターセンターサイトですが，こちらは山頂エントランスゾーンとして，周辺地域を含む情報と魅力の発信を行うほか，山頂エリアの各種アクティビティの拠点となることを想定しています。

次に，かぶと岩展望台サイトですが，こちらは眺望・アクティビティゾーンとして，瀬戸内海の眺望を楽しめる展望台や新しいアクティビティの導入などを検討していきたいと考えています。

最後に，キャンプサイトですが，こちらは，アウトドア体験ゾーンとして，キャンプファイヤーなどの野外活動を通して，子どもの冒険心や交流を育む場としての整備を検討します。

資料８ページを御覧ください。

活用方針②「段階的整備による新たな人流の開拓」について，この再整備は，短期的には既存施設の改修・機能強化を図り，まずは，新しい体験価値を創出することで，新規利用者を獲得し，その後，滞在型観光を可能にする宿泊機能について検討することで，「日帰り型から滞在型へ」とシフトする観光拠点化の実現を目指します。

ＳＴＥＰ１の内容につきまして，野呂高原ロッジは小規模のリフォームにとどめ，先にビジターセンター，かぶと岩展望台，キャンプサイトの再整備を行います。

次に，ＳＴＥＰ２として，その時の野呂山にふさわしい野呂高原ロッジを計画・整備することとしています。この段階的整備を行うことで，新しい人流の開拓や民間事業者参画の可能性を広げ，時代の変化と環境の変化にも対応できると考えます。

資料９ページを御覧ください。

この「野呂山再整備基本構想（案）」をもとに，表の２行目にありますように，今年度中に「野呂山再整備基本構想」を策定します。

そして，来年度は，より具体的な事業スケジュールや各施設の機能，概算工事費などを整理した「野呂山再整備基本計画」を策定します。

その後，工事施工に向けた詳細な設計書となる「野呂山再整備実施計画（設計）」を策定ののち，実際の工事施工を行う流れとなります。

また，下段に「６　その他」として記していますが，この基本構想は，あくまで，再整備のビジョンと方向性を示すものであり，具体的な内容につきましては，令和８年度に策定予定の「野呂山再整備基本計画」の中で検討してまいります。

11ページから40ページまでが「野呂山再整備基本構想（案）」になります。

説明は以上です。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第３の報告第５号「野呂山再整備基本構想（案）について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

大之木委員　この野呂山再整備基本構想（案）ですが，じっくり勉強させていただきました。

経営者の目から見て，私たちが何か新しい事業をする時の考え方で，今回これを見せていただきました。

この野呂山再整備基本構想（案）は方向性がよく見えるし，構想力も高くて素晴らしいと思いました。

ただし，これを行って，潤わないと長続きしません。継続的にこの野呂山の計画が成功するためには，勝ち筋と言いますが，勝つためのルートがないと，なかなか長続きしないということです。逆に言うと，勝てないなら勝負しない方がいいということにもなってしまいます。

まず，良い点ですが，コンセプトが明確になっていること，ターゲットの設定が具体的です。ゾーニングも大変わかりやすい。

令和８年から基本計画，そして実施計画に入られるというところで，ここが大変重要になってくると思います。

そこで，考えていかなければならないのは，例えば，「平均単価をどうするか」，「宿泊の稼働率をどう考えるか」，「投資回収率をどうするか」などです。

これらを令和８年から，考えていかれると思いますが，お気をつけいただきたいのが，民間活用のところに名乗りを上げようとして，まず考えるのは，価格想定です。それから公募の条件がどうであるか。あとはリスク分析になります。

ここのところをどのように詰めていくのかが，大変難しいと思います。

その他，競合に対する戦い方が１行も書かれていません。

野呂山でないといけない理由というのが，なかなか見えなかったので，そこを押さえないと，宮島やとびしま街道，しまなみ海道などの観光客に負けない強みはどこなのかがないと，難しいなと思いました。

繰り返しますが，自然公園の再整備計画としては，すばらしい計画だと思いますが，収益化プロジェクトとして，これからしっかりと検討する必要があると私は考えました。

以上です。

瀧川副部長　事業者様からのアンケートでも，大変厳しい意見をいただいております。ポテンシャルは大変高いという意見をいただきながらも，やはり冬期，１年の半分は，冬で採算がとれない，シーズンオフとなるというところで，収益性が見込めないといった厳しい御意見をいただいております。

そういった御意見をいただいた中で，私たちなりに考えた方法として，この段階的整備という，この広いエリアを，一体的に全て整備を決めてしまうのではなく，まず集約する施設，廃止する施設，そういったものを段階的に行いながら，にぎわいを作りたいというふうに思っております。

その中で，野呂山再整備基本構想（案）の中にも，ターゲット１・２・３と定めておりますけれども，どこの層に一番刺さるのかを見極めながら，民間の皆様の御意見を聞いて，一部分でもいいので，民間でできる部分を，今日いただいた御意見も踏まえながら，段階的に作っていきたいと思っております。

また，競合に対する部分でございますけれども，確かにこの中には明文化したものはございません。

県内でも，子ども向けの自然体験施設は，例えば三滝の少年自然の家など，いくつかございます。

そういった御意見もいただいておりまして，そこともやっぱり差別化を図ることも大事だと思っております。

野呂山の一番の強みは，標高839メートルというかなり高い土地でございますので，酷暑の時期が大変少なく，真夏であっても，自然体験が学べるところがほかにはない，県内一つとってもほかにはない強みだと考えておりますので，そういったところをしっかり打ち出しながら，おっしゃっていただいた採算性というものを一番に考えていきたいと思っております。

最後に，宮島など県内の他の観光スポットとの競合については，野呂山一本ではなかなか戦うことは難しいと思っておりますので，ほかの観光スポットとも合わせた一体的周遊といったものを視点に構えながら，進めていきたいと考えております。

以上でございます。

教　育　長　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件についてはこの程度とします。

教議第３号　学校施設等の建設計画について

教　育　長　次に，日程第４の教議第３号「学校施設等の建設計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

森 脇 主 幹　それでは，教議第３号「学校施設等の建設計画について」御説明いたしますので，資料41ページを御覧ください。

本件は，令和８年度から令和12年度までの学校施設等建設事業の計画を定めるために提出するものです。

表では，参考に令和７年度の実施内容を記載しておりますが，令和８年度は，小学校建設事業を２校２事業，中学校建設事業１校１事業，及び音戸学校給食共同調理場建設事業を計画しております。

令和６年度末をもって，呉市立小・中・義務教育学校施設の耐震化はすべて完了し，耐震化率は100％となりました。

また，小・中学校のトイレ洋式化につきましては，現在の進捗状況によりますと，令和７年度末には目標値であります洋式化率91.4％をクリアできる見込みでございます。

今後は，校舎の改築や，こちらに記載しておりませんが，児童生徒等の学習環境の向上を図るため，学校体育館への空調整備，プールの改修などを重点的に取り組んでまいります。

それでは，事業ごとに，事業内容及びスケジュール案を御説明いたします。

最初に，小学校建設事業です。

令和８年度に実施する事業を御説明いたします。

まず，１行目，宮原小学校につきましては，今年度から建設工事に着手し，令和８年３月17日の完成予定となっております。令和８年度は，仮設校舎の解体撤去及び外構工事を行います。

２行目の港町小学校につきましては，入札不調の影響により，校舎完成が遅れておりますが，令和８年１月中旬から建設工事に着手しているところでございます。

令和８年度も引き続き工事を進め，令和９年度末の完成を目指してまいります。

続きまして，中学校建設事業です。

５行目の昭和中学校は，今年度，建替対象となった校舎の実施設計及び校舎の機能を既存校舎の空き教室等へ移すための，校舎の改修事業が完了したところでございます。

今年度中には，既存校舎の解体撤去工事に着手し，令和９年１月からの校舎建設工事着手を目指します。

続きまして，一番下の音戸学校給食共同調理場建設事業です。

こちらの事業は，国の交付金事業としての採択に時間を要したことから，事業着手が約１年遅延しておりましたが，補正予算成立後，令和７年度予算を全額，令和８年度に繰り越して，令和８年度に工事着手し，令和10年４月からの新施設を利用した給食の提供を目指します。

また，３行目の広小学校，４行目の和庄小学校，それから，６行目の両城中学校

につきましては，今年度，長寿命化改修工事等のための実施設計業務が完了いたしましたが，今後は，先ほど申し上げましたとおり，学校体育館への空調整備等，重点的に取り組むため，事業の平準化を図る観点から，令和10年度から，改めて事業に着手する予定としております。

なお，次ページ以降に，施設ごとの計画概要をお示ししておりますが，時間の関係もございますので，詳細については説明を省略させていただきます。

説明は以上でございます。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第４の教議第３号「学校施設等の建設計画について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，よって本件は原案どおり決します。

教議第４号　「呉市立学校における働き方改革取組方針」について

教　育　長　次に，日程第５の教議第４号「「呉市立学校における働き方改革取組方針」について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木屋課長　それでは，教議第４号「「呉市立学校における働き方改革取組方針」について」御説明いたします。

呉市では平成30年に「学校における働き方改革取組方針」を策定し，以降，これを改定しながら，学校における働き方改革を進めてまいりました。

この度は，国の法改正を受け，呉市立学校における働き方改革を一層推進するために，基本方針を改定するものでございます。

それでは，内容につきまして，議案資料に沿って御説明いたします。

見出しにありますとおり，このたびの方針は，期間を令和８年度から令和11年度までとしております。

まず，経緯の欄を御覧ください。

現行の取組方針は令和５年４月に改定したものです。

令和７年６月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法いわゆる給特法の一部が改正されました。

この度の法改正は，教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み，公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進，組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため，教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け，主務教諭の職の新設，教職調整額の基準となる額の引上げ，義務教育諸学校等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずるものです。

また，法改正に伴い，令和７年９月に文部科学省は，「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び

福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改定いたしました。

このことを受け，本市におきましても，給特法第８条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」を本方針に位置付けて，このたび改定するものです。

次に，これまでの目標・成果指標と現状です。

呉市ではこれまで２つの目標を掲げ取組を進めてまいりました。

目標一つ目の「児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合を80%以上」につきましては，令和７年度は88.4%となっており，５年連続で目標値を上回っております。

目標二つ目の「長時間勤務の縮減」として，時間外在校等時間を原則年360時間以内及び月45時間以内としてきましたが，これにつきましては，令和７年度月45時間以内の教員の割合は，推定値で71.1%となっております。

こうした現状を踏まえ，このたび，目指す姿を「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け，心身ともに充実し，『働きやすさ』と『働きがい』を両立しながら，主体的に学び続け，専門性を最大限に発揮する教職員」といたしました。

続いて，目標・成果指標の欄を御覧ください。

この度の改定では，資料左から，「時間外在校等時間に関する目標」「『働きやすさ』に関する目標」「『働きがい』に関する目標」と三つを掲げております。

まず，「時間外在校等時間に関する目標」としましては，１か月時間外在校等時間45時間以下の割合を100%，１年間時間外在校等時間360時間以下の割合を100%としております。

次に，「『働きやすさ』に関する目標」としましては，心理的安全性が確保されていると感じている，管理職を除く教職員の割合を100%としております。さらに，「『働きがい』に関する目標」としましては，日々の業務の中で充実感を得られていると感じている，管理職を除く教職員の割合を100%として，これらの目標の達成に向け，取組を推進しております。

続きまして，実施内容の欄を御覧ください。

先ほど申し上げました目標の達成に向けて，(1)から(3)の三つの視点で取組を推進してまいります。

まず，(1)教職員の勤務状況等の把握です。

教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け，教職員の在校等時間を遅滞なく把握するとともに，各学校の実態に応じた取組を推進することができるよう，積極的に学校を支援してまいります。

次に，(2)教職員が担う業務の見直しや適正化です。

これにつきましては，「①『学校と教師の業務の３分類』を踏まえた業務分担の見直し」と「②教職員が担う業務の適正化」の二つを柱とし，取組を進めてまいります。「①『学校と教師の業務の３分類』を踏まえた業務分担の見直し」につきましては，アの「学校以外が担うべき業務」として，お示しの二つの取組を，イの「教師以外が積極的に参画すべき業務」として，四つの取組を，ウの「教師の業務だが負担を軽減すべき業務」として，四つの取組をそれぞれ進めてまいります。

続いて，「②教職員が担う業務の適正化」につきましては，「授業時数の標準化・教育課程の見直し」をはじめ，資料記載の四つの取組を進めてまいります。

さらに，三つ目の視点(3)教職員の健康及び福祉の確保につきましては，資料記載

の五つの取組を進めてまいります。
最後に，資料一番下の「関連する取組や今後のフォローアップ」でございますが，「教職員定数改善に係る国や県への要望」，「人材確保に係る関係部局や関係機関との連携」など，五つの取組を進めてまいります。
詳細につきましては，配付させていただいております本編資料を御確認いただければと思います。
説明は以上でございます。

教　育　長　ただいま，事務局から日程第５の教議第４号「「呉市立学校における働き方改革取組方針」について」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

若 野 委 員　「これまでの目標・成果指標と現状」の児童生徒と向き合う時間の確保が，令和７年度は88.4％で，５年連続で目標値を上回っているという御説明でした。
この児童動生徒と向き合う時間というのはどのように設定しているのでしょうか。
感じると書いてあるので，個人の主観だと思いますが，教員はどのように確保されていると感じているのか教えてください。

木 屋 課 長　児童生徒と向き合う時間の定義でございます。
児童生徒と向き合う時間につきましては，当然その授業として児童生徒と向き合う時間，それから，部活動も含まれます。その他，教材の準備等の児童生徒と関わる業務については，児童生徒と向き合う時間として設定をしております。
これを教職員に示した上で，アンケートをとっておりますので，先生方でそれが確保されているという数値が，今お示ししている数字でございます。

若 野 委 員　授業等も子どもに向き合う時間に含まれるということですね。
授業以外の隙間時間の子どもとの関わりや本音が聞ける部分での関わりなんだと想像していたのですが，違うんですね。
子どもの本音はどこで聞くのかと思ったのですが，いかがでしょうか。

木 屋 課 長　児童生徒と向き合う時間となれば，当然その１日の，子どもとの触れ合いや，大きくくくると生徒指導の時間になるかもしれませんが，そういったものも入ってきます。
逆に児童生徒と向き合う時間ではない時間が何かといえば，例えばですが，いろんな調査の書類を作成したりなど，教員が子どもと直接的に関わる仕事でないことが，子どもと向き合う時間には入らないと捉えていただいたほうがいいかもしれません。

藤 脇 委 員　教職員が担う業務の最適化を行うために，いろいろ困ったときには，教育委員会が助けるというようなことが記載してあります。教育委員会が先生たちを助けるための場所というのはありますが，すべて教育委員会が担うとなると，負担が大きすぎるのかなと思ったりもしましたし，目標100％というのが，本当に達成できるのかなとも思いました。
また，実施内容の「『学校と教師の業務の３分類』を踏まえた業務分担の見直し」について，「学校以外が担うべき業務」や「教師以外が積極的に参画するべき業務」，「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に分類されていますが，教師の負担を軽減しながら，どういうふうに，地域やいろいろな方たちに助けを求めるのかという

ことを質問したいです。

木 屋 課 長　三つ御質問いただきました。

その中で一つ目と三つ目が，若干重なる部分もあろうかと思います。

まず，教育委員会の業務負担が大きくなるのではないかという御心配をいただきました。

学校の働き方改革については，これまでですと，教育委員会と学校が中心になってこれを進めてきました。このたびの法改正を受けて，大きく変わったのが，例えば，市長部局とも連携をして，例えば，ＩＣＴを導入すると当然予算が必要となってきますので，そうしたことを，市長部局ともしっかり連携をすることであったりとか，保護者の方，地域の方のお力をしっかり借りて，学校運営に参画をしていただくことだったり，一つのキーになるのが，コミュニティスクールだと我々もとらえています。

教育委員会が，すべてを背負うということではなく，関係する多くのところと，しっかりと連携をしながら，学校と教育委員会と，そして，今申し上げた市長部局や，地域，保護者の方と一緒にこの学校の働き方改革を進めていきたいと考えております。

目標100％については，御質問のとおり，100％というのは非常に高い目標ではありますが，国ももちろんですが，我々もやっぱりしっかりと目指していきたいと思います。

ただし，100％というこの数値にだけこだわると，逆に学校に負担を強いることや先生方の実態と乖離してしまうことも，危惧されるところです。

先ほど概要版で説明をしましたが，先生方の実態ということをこれまで以上に把握しながら，その目標に向かって，適切に取組を進めてまいります。

３点目は先ほど申し上げたとおり，このたびの改定以降来年度からということになりますが，学校以外のお力をしっかりと貸していただくということです。

保護者の方，地域の方にもいろいろな場面を通じて，この学校の働き方改革を，こんな形で今進めていますということをしっかりと周知をした上で，まず，御理解をいただくということが必要と思っておりますので，しっかりと取り組んでまいります。

藤 脇 委 員　保護者や地域の方に周知してもらった上で行ったら，きっとうまくいくと思いますので，どんどん発信していっていただければと思います。

石 井 委 員　「教職員の健康及び福祉の確保」には，「在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施」という記載があり，「ストレスチェックの実施率100％を目指す」という記載もございます。

実際に面接を行う保健管理医は学校医がされるということを示しているのかということと，実績とこれからどれくらいの想定で面接が実施される予定かを伺います。

木 屋 課 長　医師による面接指導について，これまでにも想定はしていましたが，実績として，学校医と面接をしているということは，報告は受けておりませんので，実績はないという現状です。

このたび，目標80時間というところで，教職員に対して，まず，管理職が面談して，そういった状況を教育委員会とも連携をした上で，必要であれば，学校医との面接指導も視野に入れているというところです。

どれくらい想定しているかは，非常に申し上げにくいですが，そこに至らないように，しっかりと状況把握しながら，まずは学校と教育委員会等でサポートしたいと考

えております。

石 井 委 員　一般企業では，ストレスチェックや長時間労働等で対象者が希望すれば面接という流れになっていると思います。

教職員が希望されれば，面接できるということも考えていただければと思います。

教　　育　　長　ストレスチェックは、教職員も実施していますよね。

その後追いはどうなっているのでしょうか。

ストレスチェック表がそれぞれの学校に行っていると思いますが，教職員のメンタルヘルスチェックはどうなっているのでしょうか。

田 村 課 長　教職員のストレスチェックにつきましては，年２回実施をしております。

面接指導につきましては，教職員が50人以上の学校は，産業医を選任しなければいけませんが，現在呉市におきましては，該当する学校はありませんので，学校医の先生に相談するということになっております。

基本的には，ストレスチェックも，受検を強制することができませんので，推奨という形で実施をしております。

後追いにつきましては，高ストレスというところで，面接を希望する人がいれば，面接を実施するという形になっておりますが，現在，そういったことがない，面接は実施してないということです。

また，職場ごとに分析結果というものをお配りして，職場環境改善に参考となる情報提供という形で，校長に配布して，各学校で取り組んでいただいているという状況です。

教　　育　　長　法による産業医選任については，職員が50人以上の学校がないから義務がない。

面接指導を推奨しても，その希望がないということです。

学校医に，面接指導もお願いすることは，平成20年か21年ぐらいに初めてあって，医師会での説明をしたと思いますが，それ以降は実績がないので多分，今のままになっているのではないかと思います。

若 野 委 員　時間外のことですが，時間外をしないとお仕事ができない体制ということでしょうか。

私の仕事の認識では，時間外はこちらから命令するから，お金が発生していくのであって，好きでだらだら残っているのは，残業とみなさないというシステムだからこそ，管理職が「今日は何時に電気消します。」と言って帰っていくというイメージです。

いつも小学校中学校は電気が遅くまでついているなというのは，それを，勤務時間の中で仕事ができないぐらいの仕事量っていうことで，遅くまで電気がついているのでしょうか。

その時間外の考え方というか，45時間以内にということにおいて，わからないので，学校としての時間外がどういう意味なのか教えてください。

木 屋 課 長　時間外につきましては，これまで働き方改革を進めてきて，どう時間を使ってどう仕事をするかというところの意識は変わってきたと捉えております。

実際のところ，例えば，学校行事があるとか，成績の処理の時期であったりとか，今ですと，進路に関わる業務であったりとか，また，生徒指導の対応，保護者の対応等ですね，時間外に及ぶことも，多くあるっていうのも一つの要因だと捉えております。中学校では，部活動のこともございます。

先生方のタイムマネジメント意識はもちろんですけれども，やるべき業務をいかに効率的にするかというところで，ＩＣＴの活用や，業務自体を見直すということもしてはおりますが，時間外の仕事がゼロになるかというと，それは現実的に非常に難しいと考えております。

先ほど申し上げたような，いろいろな要因がありますが，しっかりとメリハリをつけて，何よりもやっぱり健康が一番なので，健康状態や勤務状況というものをしっかりと把握することが，それ以降の，どういった手立てが必要なのかというところにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

教　育　長　その時間外の捉え方がちょっと違うかもしれません。

教職員というのは，５％の調整額というお金が付いています。

それは「時間内で仕事ができないこともあるかもしれないから，特別にお金を付けますよ。」というお金です。

学校の先生は，7時間45分の仕事が終わって，１分過ぎたら命令をするというシステムじゃないんです。

その調整額が付いているから，残っても時間外手当はでません。

代わりにその５％の調整額が付いている分だけ，「少し遅くなっても，これで頑張ってくださいね」というのが，教職員です。事務職員だけは命令がありますが。

このたび，給特法の改定があって，令和13年１月までに調整額を10%にします。

やはり教員の仕事は大変だから，10%付けるけれども，いつまでもだらだら仕事をするんじゃなくて，時間外の業務を，できるだけ縮小するように働き方改革をしなさいということで，働き方改革の推進，定数確保の推進，そして教師の処遇改善の３本の柱で進められます。

時間外になったら，すぐお金を出すということではないので，遅くまで電気がついていることもあるということです。

その調整額を増やしていく中で，こういう時間外とか，働きがいとか，職場環境の整備を11年までにやっていきましょうという取組方針ということで理解していただければと思います。

大之木委員　目標・成果指標の働きやすさや働きがいとは何でしょうか。

私も教えてもらいたいというのが，私が経営する会社が抱えている問題と同じようなもので，社員さんの働きやすさと働きがいって一人一人変わるんですね。十人十色みんな答えが違う。

これを，コントロールしていく立場の方は知らないと，とんでもないことになるということを私は反省しています。

そのためにコミュニケーションを取らないといけません。

ただし，事が起きた後，例えば症状が出た後とか，会社へ来なくなってからではもう遅いです。そうなる前に，日頃から「あなたは何のために働いているの。」とか，「どういうとき喜び感じるの。」とか，そういうことを上司と話をして，社員さんがどのように考えるのかというのを知っているのと知らないのでは，雲泥の差が出てくるという経験がございます。

それらを繰り返してやっていくことが，先生たちを守ることになるのではないかと思います。

それこそが，働きやすさを100％にし，働きがいの満足度を100％にしていくことになると思います。

私たちは子どもたちを何が何でも守っていかなければなりませんが，先生方も何が何でも守っていかなきゃいけないので，そのために，このコミュニケーションという一言で片付けてしまいますけれども，一番大事なのだと思います。

その点を肝に銘じておいたほうが，形骸的にならないのではと思います。

以上です。

石 川 部 長　今おっしゃっていただいたことを，教育委員会としても，今までも言っていきましたし，これからも言っていきたいと思っています。

目標の数値，例えば一月のいわゆる時間外勤務を減らすというところだけをゴールにしてしまうと，働きがいだとか働きやすさというのは起きません。

例えば，働きやすさというのは，困っているときにヘルプと言えるとか，連休が取りやすい環境だとか，働きがいというのは，ジョブローテーションをして，新しい技術やスキルを覚えるとかが，あった上での時間外勤務の削減であると考えます。

私たちが考えていることは，なぜ働き方改革で時間外を減らすのかと言えば，先生が元気になると，最終的にはそれが子どもたちに反映するということです。

一義的には，時間外の削減という目標はありますが，そのゴールとして目指しているのが，子どもたちへの教育の質の向上ということにしていかないといけないと思っています。

時間外の削減だけに追われると，ぎすぎすした職場を作ってしまうとか，この数値を追いかけるだけの，取組になってしまうので，教育長も含め，校長研修会や教頭研修会等で繰り返し言っているところです。

教　育　長　補足１つだけさせてください。

先ほど，学校教育課長が事務局の負担軽減や業務の３分類といったことを含めて，市長部局としっかり連携するということが説明でありましたが，我々教育委員がしっかりしていかないといけないのが，これは，総合教育会議を開くことが義務づけられています。

ここで，働き方改革について首長に理解をしてもらいなさいということで，学校にかかる予算もできるだけ付けてもらえるようにしなさいということです。

４月以降の開催になっていますので，よろしくお願いしたいと思います。

教　育　長　ほかに御発言はありませんか。

（なしの声）

教　育　長　御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教　育　長　御異議なしということで，よって本件は原案どおり決します。

それでは，これより非公開の議題に入ります。

（１５：５７）

教議第５号　臨時代理の承認について（令和７年度教育費補正予算）

（非公開案件です。）

教議第６号　臨時代理の承認について（物品の処分）

教　　育　　長　　次に，日程第７の教議第６号「臨時代理の承認について（物品の処分）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧　川　課　長　　それでは，教議第６号の物品の処分に係ります臨時代理の承認について御説明させていただきますので，資料51ページを御覧ください。

まず，資料には記載しておりませんが，現在ＧＩＧＡスクール構想で使用しております，児童生徒一人１台の学習用タブレット端末につきましては，令和３年度に運用開始してから５年が経過いたしますので，このたび，これを更新し，令和８年度当初から新端末を使用することとしております。

本件は，これに伴い，不用となる学習用タブレット端末の処分について，その売却に係る予定価格が２千万円を超えるため，議会の議決に付さなければなりませんが，３月議会への提出に向けて，緊急に処理をする必要があったため，呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第３条第１項の規定により，別紙のとおり臨時に代理したため，同条第２項の規定に基づき，報告し承認を求めるものでございます。

52ページを御覧ください。

品名は学習用タブレット端末で，売却する数量は１万4,400台，売却金額は消費税込みで9,187万２千円，１台当たり6,380円となります。

売却の相手方は株式会社大塚商会広島支店で，売却方法は，随意契約としております。

53ページを御覧ください。

３の随意契約の理由ですが，端末を更新するに当たっては，県内他市町と共同で端末を調達する場合には，国の補助金を活用することができます。

このたび，広島県内の他市町と共同で端末を調達するため，広島県及び広島県内の市町で構成する広島県ＧＩＧＡスクール推進協議会が実施した，端末の更新及び不用となった端末の処分に係る公募型プロポーザルにより，株式会社大塚商会広島支店に決定されました。

これらのことから，不用となった端末の売却について，地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により，同社と随意契約をするものでございます。

説明は以上でございます。

教　　育　　長　　ただいま，事務局から日程第５の教議第６号「臨時代理の承認について（物品の処分）」の説明がありましたが，これについて，御質問，御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教　　育　　長　　御発言なしということで，それでは，本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

（異議なしの声）

教　　育　　長　　御異議なしということで，よって本件は原案どおり承認します。

（１６：０８）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（　教育長　　寺　本　有　伸　）

（　委　員　　石　井　哲　朗　）

（　委　員　　大之木　小兵衛　）

（令和８年２月１９日定例会）